



国際線「燃油特別付加運賃」の再設定を申請

2016年12月19日

第 16238号

JALは、2017年2月から適用する「燃油特別付加運賃」(通称「燃油サーチャージ」)を、国土交通省に申請しました。

JALでは、燃油特別付加運賃額を2カ月ごとに、直近2カ月間の燃油市況価格平均に基づき見直しています。2016年10月から11月のシンガポールケロシン市況価格2カ月平均は、1バレルあたり58.69米ドルでした。これに同期間の為替平均1米ドル106.00円を乗じたシンガポールケロシン市況の円貨換算額は6,221円となり、2017年2月から3月に発券される航空券に適用される燃油特別付加運賃は、条件表のZone A(6,000円基準)の金額を適用します。

【「燃油特別付加運賃」の概要】

- ◆ 適用期間 : 2017年2月1日から3月31日発券分まで
- ◆ 運賃額 : 日本発旅程 (金額はお一人さま一区间片道あたり)

	6,000円基準未満	改定後: Zone A (6,000円基準)
韓国・極東ロシア	非適用	200円
中国・台湾・香港		500円
Guam・フィリピン・パラオ・ベトナム		1,000円
タイ・シンガポール・マレーシア		1,500円
インドネシア・インド・スリランカ・ハワイ		2,000円
北米・欧州・中東・オセアニア		3,500円

- ◆ 改定条件 :
 - 1) 2017年2月1日から3月31日までの発券分については、今後の航空燃油価格の水準にかかわらず、上記適用額からの変更は原則行いません。ただし政府認可状況により、金額や改定時期、適用期間が変更となる場合があります。
 - 2) 2017年4月以降発券分の燃油特別付加運賃については、2017年2月にご案内予定です。
 - 3) 2カ月間の市況平均が1バレルあたり6,000円を下回った場合、本運賃を適用しません。



◆ 適用条件 :

- 1) 大人・小児ともに同額をご負担いただきます。座席を使用されない2歳未満の幼児は対象外です。また、JALマイレージバンク国際線特典航空券ご利用のお客さまにも同額をご負担いただきます。
- 2) 航空券ご購入後に払戻しする場合、燃油特別付加運賃には取消手数料が適用されません。

最新情報、詳細情報は <http://www.jal.co.jp/inter/if.html> にて更新します。

《2016年度適用条件表(日本発旅程の場合)》

Zone F以上につきましては、燃油市況が上昇した際に追加掲載します。

	6,000 円未満	Zone A	Zone B	Zone C	Zone D	Zone E
		6,000 円以上 7,000 円未満	7,000 円以上 8,000 円未満	8,000 円以上 9,000 円未満	9,000 円以上 10,000 円未満	10,000 円以上 11,000 円未満
日本－韓国・極東ロシア	非適用	200 円	300 円	500 円	1,000 円	1,500 円
日本－中国・台湾・香港		500 円	1,500 円	2,500 円	3,500 円	4,500 円
日本－グアム・フィリピン・パラオ・ベトナム		1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円
日本－タイ・シンガポール・マレーシア		1,500 円	3,000 円	4,500 円	6,500 円	8,500 円
日本－インドネシア・インド・スリランカ・ハワイ		2,000 円	4,000 円	6,000 円	8,500 円	11,000 円
日本－北米(ハワイ除く)・欧州・中東・オセアニア		3,500 円	7,000 円	10,500 円	14,000 円	17,500 円

以上